

学校保健安全法による学校感染症と出校停止期間

2025年3月1日現在

分類	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ [*] 、新型インフルエンザ [*] 等感染症、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症後(発熱の翌日を第1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス感染症等)、マイコプラズマ感染症、サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症、溶連菌感染症 インフルエンザ [*] 菌感染症、肺炎球菌感染症 EBウイルス感染症、急性細気管支炎(RSウイルス感染症等)、A型肝炎、B型肝炎	

※左記以外のその他の感染症(伝染性紅斑、帯状疱疹、手足口病など)が学校において重大な流行が起こった場合にかぎり校長が学校医に意見を聞き第3種感染症の措置をとる